

第 3 2 回 岩 手 県 環 境 審 議 会

日 時 平成 2 7 年 1 1 月 1 2 日 (木) 1 3 時 3 0 分 ~
場 所 盛岡市勤労福祉会館 5 階 大ホール

1. 開 会

○津軽石環境生活部副部長 皆様ご苦労さまでございます。環境生活部副部長の津軽石と申します。それでは、定刻となりましたので、ただいまより第32回岩手県環境審議会を開催いたします。

ご出席いただいている委員の皆様は、特別委員を含め委員総数31名中、本日24名のご出席であり、過半数に達しておりますので、岩手県環境審議会条例第7条第2項の規定によりまして、会議が成立しておりますことをご報告申し上げます。

なお、審議会等の会議の公開に関する指針に基づきまして、当審議会にあっては会議録を公表するまでの間、会議内容を録音いたしました音声情報をインターネットの県のホームページにおいて公開することとしておりますので、あらかじめご了承ください。

2. あ い さ つ

○津軽石環境生活部副部長

初めに根子環境生活部長よりご挨拶を申し上げます。

○根子環境生活部長

本日は、お忙しい中、出席いただき、大変ありがとうございます。また、日ごろから県の環境行政の推進にご支援、ご協力をいただいておりますことに感謝を申し上げます。

本日の審議会でございますが、ことしの6月に開催した審議会で諮問しました3つの計画、岩手県環境基本計画、地球温暖化対策実行計画、第二次岩手県循環型社会形成推進計画の案についてそれぞれご審議いただくほか、各部会でご審議いただいた事項をご報告いただくこととしております。

限られた時間ではございますけれども、委員の皆様には活発なご審議をお願い申し上げます。ご挨拶といたします。本日は、よろしく願いいたします。

○津軽石環境生活部副部長

議事に入る前に、今回人事異動等によりまして特別委員に異動がございましたので、ご紹介

介を申し上げます。

東北農政局生産部長、小林勝利特別委員でございます。

○小林勝利特別委員

小林でございます。よろしくどうぞお願いします。

○津軽石環境生活部副部長

続きまして、東北地方整備局企画部長、鈴木研司特別委員でございますが、本日は代理で奥山環境調整官にご出席をいただいております。

○奥山英治委員代理（鈴木研司特別委員）

奥山です。よろしくお願いします。

3. 議 事

- (1) 第二次岩手県循環型社会形成推進計画（第四次岩手県廃棄物処理計画）（案）について
- (2) 岩手県地球温暖化対策実行計画（改訂案）について
- (3) 岩手県環境基本計画（改訂案）について

○津軽石環境生活部副部長

ただいまから議事に入らせていただきます。

議事の進行につきましては、審議会条例第3条第2項の規定によりまして、会長が議長を務めることとなっておりますので、以降の進行につきましては大塚会長にお願いいたします。

○大塚尚寛会長

本日は、第32回の環境審議会にご出席いただきまして、まことにありがとうございます。昨日で震災から4年8カ月が経過しました。震災の記憶を風化させないためにも、我々11日という日をこれからも胸に刻んでいく必要があると思います。

一方、環境問題というのは、絶えず現在進行形です。ですから、逆にともすれば忘れがちになることもございますけれども、そういったところで県では色々な計画を立てられまして、それにのっとり環境行政を進められているところは皆様ご承知のとおりでございます。

本日も議事として3件ございますけれども、いずれもちょうど計画の中間年を迎える、あるいは新しく更新の年度を迎えるということで、その内容について検討していただいた内容

を、きょうは中間的な位置づけでいろいろご意見をいただきたいと思っております。

議題を見ますと、例えば地球温暖化の対策、実行計画の見直しがありますが、今月、11月30日からは、気候変動枠組条約、第21回の締約国会議、いわゆるCOP21というのがパリで開催されます。これからいろんな報道等が多くなるでしょうけれども、2020年以降の世界の地球温暖化に対する取り組みの大枠が決まるということで、大変重要な位置づけだと思います。岩手県におきましても、そういったものを見据えながら見直しということになるかと思えます。

そして、環境基本計画というのは、岩手県の環境行政にとって最も上位に位置するものでございます。副題として、みんなの力で次代へ引き継ぐいわての「ゆたかさ」というのがついておりますけれども、我々だけでなく次の世代、遠い将来の世代にもその豊かさが引き継げるような中身に日々改めていくというのも一つの役割だと思いますので、きょうはそういった内容について事務局のほうから説明があり、皆様のほうから活発なご意見をいただければと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

それでは、座りまして議事を進行させていただきます。それでは、会議の次第によりまして議事を進めてまいりますけれども、本日はこの本会議、審議会終了後、水質部会及び自然・鳥獣部会の開催も予定されておりますので、15時30分の終了を予定しております。どうぞこの進行にご協力をお願いいたします。

それでは、最初に議事の1番目です。第二次岩手県循環型社会形成推進計画（第四次岩手県廃棄物処理計画）（案）についてお諮りしたいと思います。これは、循環型社会計画策定特別部会において審議されておりますので、中澤部会長より説明をお願いいたします。よろしく願いいたします。

○中澤廣循環社会計画策定特別部会長

これまでの審議を踏まえた案をまとめましたので報告させていただきます。

本部会は、本年2月の第3回の当審議会におきまして、次期岩手県循環型社会形成推進計画及び岩手県廃棄物処理計画に関して、専門的な立場から集中的に審議するために設置が承認され3名の審議委員と4名の専門委員、計7名で構成されています。

これまで3回の部会を開催して審議を行いました。まず、第1回目の部会におきましては5月26日に開催し、部会長の選任、部会長職務代理者の指名の後、事務局から示されました計画スケジュール、また骨子案について検討を行いました。

第2回、第3回におきましては、6月に開催されました本審議会における第二次岩手県循環型社会形成推進計画（第四次岩手県廃棄物処理計画）の基本方向について諮問を受け、それに基づきまして審議を行ってまいりました。

まず、8月5日の第2回の部会におきましては、事務局から提示されました計画の素案をもとに審議し、特に現状や課題、目標についての意見や提案等を出しまして、事務局のほうでその意見を踏まえてさらに検討を行うことになりました。

10月6日に開催されました第3回の部会におきましては、第1回、第2回の審議内容を踏まえて、事務局に検討していただきました中間案について、さらに審議をしました。その審議を踏まえて、今回示されています案をまとめました。

この計画は、循環型社会を推進するための本県における基本計画として位置づけられたものでありますが、部会としては、県民により理解していただくような点、また東日本大震災津波の経験、知見を踏まえた計画となるよう、その点をよく踏まえまして審議を行いました。

以上がこれまでの部会の審議経過であります。具体的な内容につきましては、事務局から概要について説明していただきます。事務局、よろしく申し上げます。

○田村資源循環推進課総括課長

第二次岩手県循環型社会形成推進計画の概要につきまして、説明させていただきます。

計画案自体につきましては、資料1—2のとおり大冊でございますことから、お手元にA3判の1枚に概要をまとめました資料1—1を配付しておりますので、こちらに基づいて説明をさせていただきます。

まず、計画策定の趣旨でございますが、岩手県廃棄物処理計画の第四次計画として策定するとともに、資源循環の推進、ゼロエミッションを初めとする3Rの取り組みを図るなど、循環型社会形成を推進するための本県における基本計画として策定するものです。

計画期間につきましては、平成28年度から32年度までの5年間とするものです。

次に、循環型社会の形成に係る現状と課題でございますけれども、一般廃棄物につきましては東日本大震災以前は減少傾向でありましたけれども、復興関連事業や経済活動の回復等によりまして微増の傾向にあり、今後におきましても「もったいない・いわて3R運動」やエコショップいわて認定制度により、事業系のごみの減量化を図っていく必要があります。また、産業廃棄物については、同様に東日本大震災津波に係る復興関連事業や経済活動の回復により増加傾向にありますけれども、産業廃棄物税を活用した事業者の発生抑制やリ

サイクルを支援するほか、最終処分場の確保などの施策を進めていく必要があります。

また、依然として不法投棄事案及び不適正処理事案が継続して発生していることから、引き続き排出事業者に対する適正処理の普及啓発やパトロールを実施して、不適正処理の未然防止、早期発見、迅速な対応に取り組む必要があります。

こうした現状と課題を踏まえまして、中ほどになりますけれども、目指す循環型地域社会の姿と目標についてでございますけれども、次期計画につきましては、1つ目といたしまして廃棄物の発生抑制と再生利用が推進され、環境に配慮したライフスタイルが定着した3Rを基調とした環境王国いわての構築を目指します。

2つ目でございますけれども、地域の実情に応じたごみ処理体制や震災による経験、知見を踏まえた災害廃棄物処理体制の構築を進めるとともに、放射性物質汚染廃棄物等の着実な処理を推進し、持続可能な廃棄物処理体制の構築を目指します。

3つ目といたしまして、産業廃棄物の監視体制を強化することにより、適正処理が徹底され、不適正処理が解消された社会を目指すものでございます。

そして、これらの3つの目指す姿を実現していくために、施策の展開の中の基本的な考え方といたしまして、まず第1点でございますけれども、廃棄物の発生抑制を第一とする3Rの推進、2つ目といたしまして廃棄物処理体制の強化、3つ目といたしまして適正処理の推進、この3つの考え方を基本として施策を展開しようとするものでございます。

なお、指標につきましては、一般廃棄物については震災前の水準に戻すことを基本としておりまして、産業廃棄物につきましては今後も復興関連工事が継続していく中で、再生利用率の最高値を維持しようとするものであります。

また、適正処理率につきましても、過去の最高値を維持していこうとするものでございます。

具体的な施策についてでございますけれども、循環型社会の形成に向けた施策につきましては、一般廃棄物に関する施策といたしまして、県独自の3R推進キャラクターである「エコロール」を活用した普及啓発事業、エコショップいわてや岩手県再生資源利用認定製品認定制度等の事業者支援を展開してまいります。

産業廃棄物については、産業・地域ゼロエミッション推進事業による事業者の3Rに資する製品、技術開発等に対する支援、産業廃棄物処理業者の格付け制度の普及、充実などの施策を推進したいと考えております。

このほか、廃棄物処理体制強化のため、次期最終処分場の整備や災害に備えた廃棄物処理

体制の構築、放射性物質汚染廃棄物の処理体制の確保を図っていきます。また、適正処理のため継続して監視、指導を実施していきます。

以上が特別部会で審議いただきてまいりました第二次岩手県循環型社会形成推進計画・第四次岩手県廃棄物処理計画の案でございます。

この計画案により、今後パブリックコメントを行い、さらに特別部会でご審議いただきながら計画案を調整した上で、次回の環境審議会におきまして最終答申をいただきたいと考えております。

以上でございます。

○大塚尚寛会長

ありがとうございました。ただいま特別部会で検討していただきました計画案の概要について説明いただきましたけれども、内容につきまして質問あるいはご意見等ございましたらお願いいたします。

○篠木幹子委員

中央大学の篠木です。ただいまご説明いただいた内容に異論は全くございませんので、中身そのものは今後ぜひともこういった体制を築き上げて、望ましい循環型社会を構築していければと思うのですけれども、その考え方として、例えば昨今3Rはもちろん重要ですが、より上位の考えとして2Rという言葉が社会で使われたりすることが多いように思います。そういうときに、3R、3つ、リデュース、リユース、リサイクルというそれぞれは重要ですが、とりわけどこに焦点を当てて検討していくかとか、そういう順位づけというのがあるのかないのかとか、もしあるとすれば、議論の中で、ここでも発生抑制、再利用が、いわゆる2Rが重要なのだということが日本語では書いてあるようですけれども、そうするとそれに沿った何か強調される点をもっとどんと出して計画をつくっているのだということがわかる書き方になっていると、より県民に届くのではないかなと印象を持ちました。

1点教えていただきたいのですけれども、恐らく小型家電リサイクルについては、これからそれぞれの市町村がそれをつくられていく、そういう状況であるのではないかと推測いたしますが、今ご説明いただいた資料1—1で言うと、真ん中の四角のエのところになるのでしょうか。現状として小型家電リサイクルというのは、どういった体制で県内では行われるというのか教えていただければと思います。

○田村資源循環推進課総括課長

まず、2Rということについてでございますけれども、ご指摘いただきました2Rにつきましては、国ではそこを強調して計画等にいろいろ書かれている、記載しているところがございます。現在の計画案では、そこを強調してということにはなっていないで、従来どおり3Rということで全体的に進めていく状況になっておりますけれども、ご意見を踏まえまして、今後部会などご意見を賜りながら進めていきたいと考えております。

小型家電のリサイクルにつきましてですけれども、現在実施中の市町村は6市町村となっております、実施に向けて調整中が7市町村、まだ実施方針が立っていない市町村が12市町村、実施しない方針が8市町村となっております、この中で実施しない理由につきましては、主に予算的に困難であるとか、組織的体制が困難であるというようなところで困難としている市町村があると把握しております。

○大塚尚寛会長

よろしいでしょうか。ほかにございますでしょうか。

きょうは、議事進行の関係で要点の説明でしたけれども、本来は61ページに及ぶ計画案がございます、内容につきましてご質問あるいはご意見等があれば、事務局宛てに例えば出していただくという形でもよろしいですか。

(事務局了承)

この後もまた特別部会があるようですので、そういう形でまたご意見も集約するという形にさせていただければと思います。

それでは、この場ではあとご意見がないようですので、第二次岩手県循環型社会形成推進計画(第四次岩手県廃棄物処理計画)につきましては、先ほど説明がありましたとおりパブリックコメントを経まして、年明け1月に開催が予定されております審議会の答申を行いたいと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、議事の2番目、岩手県地球温暖化対策実行計画(改訂案)についてに移ります。これは、大気部会において審議されておりますので、通例でありますと部会長からご説明をいただくところですが、あいにく本日部会長が欠席されておりますので、事務局より説明をお願いしたいと思います。それでは、事務局お願いいたします。

○小笠原温暖化・エネルギー対策課長

大気部会の概要につきましては、一番最後に説明させていただきますが、まず資料ナンバー2-1をごらんください。岩手県地球温暖化対策実行計画（改訂案）の概要でございます。計画期間については、中間年の見直しですので変更はございません。

次に、Ⅱ番目の計画の目標でございます。まず、温室効果ガスの排出削減目標につきましては、現行の基準年である平成2年、1990年に比べましてマイナス30%としているところを、基準年比マイナス25%という数字に変えたいと考えております。括弧書きで平成17年度比マイナス29%と書いてございますのは、下の米印の2番をごらんください。国では、7月にこの温室効果ガスの削減目標を決定しておりまして、2020年、平成32年から2030年、平成42年度に向けて、平成17年度に比べて25.4%の削減を目指しているところです。そこで、本県も平成17年度を基準にし、現在の計画の終期である平成32年、2020年度で削減率を出してみますとマイナス29%という数値になるということで、国よりも早い時期にその目標を達成できる内容になっております。

次に、次の再生可能エネルギーの導入目標についてです。現在は、エネルギー種別ごとの導入目標ということで、例えば風力であれば何メガワット導入しますとか、地熱発電であれば幾らを導入するというところで、量をあらわす目標になっておりますけれども、これを地産地消といいますか、地域でどれぐらい自給しているのかという目標のほうがより適切と考え、今回再生可能エネルギーによる電力自給率ということで、これまでⅢの主要な指標のところ再生可能エネルギーによる電力自給率を掲げておりましたが、これをⅡ番の計画の目標のほうに持ってくるという形で変更したいと考えております。

それから、森林吸収量の見込みについては、林野庁で直近の数字が出ておりまして、その数字に見直すことにしております。そして、マイナス25%の積算の根拠については、下の黒いダイヤ印の目標変更の内訳のところに掲載しており、実排出量については当初目標と変更はないこととし、1,224万8千トンの削減としております。

再生エネルギーの導入による排出削減につきましては、直近の導入見込みに合わせて見直しまして、当初目標はマイナス50万2千トンであったものをマイナス50万9千トンと、若干増える想定としております。

それから、森林吸収量については、森林の高齢級化ということで、森林が年をとることによって二酸化炭素の吸収量が減っているという実態もありますし、さらに伐採の増加等もありまして、その分を考慮して変更後の数字を114万8千トンとしております。

その結果、排出量が1,404万3千トンから983万トンに減らす当初目標であったものを1,059万1千トンということで、マイナス25%の削減としているところです。

具体的には、資料ナンバー2-2をごらんください。これは、実排出量の資料になりますけれども、まず現状をごらんください。直近のデータが2012年、平成24年のデータまでしかございませんけれども、2012年の時点では基準年比マイナス10.2%という状況になっております。

ただし、課題のところを見ていただきたいのですが、国ではやはり首都圏を中心とした経済活動の活発化などもあり、右肩上がりというような状況になっております。また、本県におきましては、震災後の生産復旧、復興活動の活発化などもありまして、排出量が一時的に増加に転じると見込んでおりまして、当面は1990年のレベルまで伸びるのではないかと見込んでいるところです。

ただし、2の理由のところをごらんいただきたいのですが、今後一時的には増加は見込まれますが、その後のトレンドとして二酸化酸素排出量についても低下傾向になるという見込みを持ち、温暖化防止いわて県民会議などを中心として取組を推進することによって、目標を達成していきたいと考えているところです。

再エネ導入による排出削減につきましては、資料ナンバーの2-3をごらんください。現状のところは、太陽光発電につきましては、現状のところの右端の進捗率をごらんいただきたいのですが、当初計画を策定した時点では固定価格買取制度というものがまだ開始しておりませんでしたので、これほど多くの導入に至ると思っていなかったわけですが、実際、制度が導入されて現在の進捗率を見ますと、147.7%という進捗率になっております。バイオマス発電についても同じような理由で327.2%という進捗率となっております。

導入想定量について、直近の数字に見直したのが一番下の参考の導入量というところがございます。今後、平成32年までに導入が見込まれる設備を積み上げまして、例えば太陽光発電につきましては74万7,663キロワットということで、当初目標の13万9,630キロワットと比べ相当な伸びとなっております。小計は165万1,316キロワットで、トータルで49万4,350キロワット増加するということになっております。これをCO₂の排出削減相当量に換算した数値としたのが資料ナンバー2-1のマイナス50万9,000トンという数字になっております。

次に、森林吸収量でございます。資料ナンバー2-4をごらんください。1番の現状ですが、当初見込み量は191万6千トンということで、こちらは2007年から2010年の平均値

を用いて、当初の目標値を算定していたわけですが、京都議定書の第一約束期間における実績ということで、林野庁で算出した数字を見ますと、2008年から2012年の期間平均で114万8千トンということで、先ほどご説明しましたように森林の高齢級化や伐採量の増加ということもありまして、当初見込み量を大きく下回っているという状況になっております。

森林吸収量の算定に当たっては、この数値、林野庁のほうで積算、算定しているのですが、森林の面積が広大なことから、抽出した地域を中心に調査をしてこの数字を出しているところがございます。2010年は伐採量が多いエリアだったということもありまして、マイナスの数値となっているところです。

課題については、先ほど申しましたとおり森林の高齢級化に伴い吸収量が低下しているということで、2013年以降の吸収量は緩やかに低下すると推測されているところです。

国においては、京都議定書第二約束期間においての基準年比3.5%の吸収を目標としているわけですが、いずれ2020年に向かっては、吸収量は下がる傾向にあると見ていただいております。それが下のグラフのところございまして、第一約束期間のところについては2008年から2012年ですが、そちらは右肩上がりの上昇になったわけですが、第二約束期間、13年から20年については下がる傾向にあるということです。

したがって、資料ナンバー2-1に戻っていただきまして、今回森林吸収量をこのような実態に合わせるということで変更することで、実排出量は現在の取組を推進することとして変更なし、それから再エネ導入については実態に合わせた数字に置きかえるということで、マイナス25%という温室効果ガスの削減目標としているところです。

次に、主要な指標です。まず、1世帯当たり年間二酸化炭素排出量です。こちらについては、1世帯当たりにはしませんが年度ごとのぶれもあるということもあり、そして温室効果ガスの排出削減の主なもの二酸化炭素排出量であるだろうということもありまして、指標を二酸化炭素排出量に置きかえたいと考えております。

それから、省エネ活動を実施している県民の割合です。これは、県民意識調査をもとに算定しているものですが、現行では95%と非常に高い数字、目標になっておりますが、現状でも大体85%を超えるような数字になっておりますので、直近の23年から27年度の平均値の87.5%を維持するような形に見直しをしたいと考えております。

次の県内エネルギー消費量に対する再生可能エネルギーの導入割合については変更ありません。

再生可能エネルギーによる電力自給率につきましては、上のⅡの計画の目標のところ位

置づけを変更するという事です。

次に、右側のIV番の計画の構成及び主な変更点ですが、第1章については資料の2-6の1ページから11ページになります。例えば6ページの表のような形で直近の国内外の動きについて記載を追加しているものです。

それから、次の第2章、地球温暖化対策等の取組状況と課題については、これまでの取組内容の成果を12ページから24ページに掲載しております。例えば13ページ1番上の温暖化防止いわて県民会議の構成団体・機関数に関しては、当初54団体でスタートしたわけですが、27年度6月現在で67団体に増加しているということを記載させていただいております。

次の温室効果ガス排出量の現状と将来予測についてですが、将来予測については策定時点の分析を踏襲させていただいております。ただし、直近は、2012年度の数字になりますが、排出量の実績について記載を追加させていただいております。例えば25ページから26ページにかけて温室効果ガスの総排出量の状況を記載しておりますが、26ページに直近のデータを掲載させていただいております。

次に、第4章の計画の目標については、43ページから49ページに記載しております。こちらについては、先ほどこの資料ナンバー2-1の左側で説明させていただいたとおりです。

第5章の目標達成に向けた対策・施策については50ページから83ページになりますが、概要は資料ナンバー2-5をごらんください。上の水色のところが温室効果ガス排出抑制等の対策となっております。主な課題について、民生家庭部門については排出量が増加基調だということ、それから生活スタイルの転換を促す取組が必要ということ。それから、産業部門ではエネルギー使用量の実態把握などが必要ということがあります。右側の取組の強化、見直し事項等として、黒い星印が新たな取組、白い星印が現行取組の強化ということで、例えば民生家庭部門であれば、温暖化防止いわて県民会議での普及啓発の強化、温暖化防止フェアの開催、家庭のエネルギー使用の実態把握を通じた高効率機器等への転換、産業部門については、中小事業者を対象としましてエネルギー管理システム導入支援などを掲げております。

そして、茶色いところは再生可能エネルギーの導入促進です。主な課題としては、災害に強いまちづくり、地域振興の視点も加味して自立・分散型エネルギー供給体制の構築などが課題となっており、取組の強化、見直し等については、多様な再生可能エネルギー資源の活用促進、温泉熱、バイオガス等も含めた導入の促進、それから27年3月に風力発電導入構想を策定しており、さらに働きかけを強化していくということ。それから、その一番最後に

書いてある再生可能エネルギーによる水素エネルギー利活用ニーズなど本県における活用可能性の検討などを、取組強化、見直し事項としているところです。

一番下、森林吸収源対策ですが、造林、間伐を引き続き進める必要があるということで、特定間伐等の実施の促進に関する基本方針に基づいて森林整備を促進していくという方法で進めていくことにしております。

それから、資料ナンバー2-1のほうに戻っていただきまして、地球温暖化への適応策を第6章として追加しております。その内容について具体的には84ページから93ページですが、概要については下の第6章、適応策の構成をごらんください。

まず、1番の気候変動に対する適応策の必要性については(1)として我が国における適応策の推進、これは国における取組を記載しております。例えば本編でいきますと84ページになりますけれども、そこに表6-1に取組を記載させていただいております。

それから、資料ナンバー2-1の(2)ですが、本県の気温の変化の予測です。例えば85ページに盛岡市の状況を記載しております。徐々に気温も上がってきておりますし、年平均気温が3度上昇した場合には、福島に移動したのと同じような気温の状況になるということを記載させていただいております。

そして、(3)は、予測される影響です。こちらについては、次の5つの分野ごとに既存研究で予測されている影響を記載させていただいております。

87ページをごらんください。農林水産業分野につきましては、例えば農業でいきますと1等米の比率が全国的に減少するとか、野菜は収穫期が早まる、生育障害の発生頻度の増加、そういったことが懸念されるということがあります。

次に、資料ナンバー2-1の2番目ですけれども、影響分野に対する適応策の方向性でございます。(1)として、これまでの主な取り組みとして、そこに「ウの分野ごと」とありますけれども、そこを「1の(3)の分野ごと」に訂正お願いします。

分野ごとに地球温暖化への適応策として位置づけられる県の既存の取組内容を整理したものでございまして、90ページのように、分野ごとに、これまでの研究、取組概要をまとめているところです。

そして、2の(2)の今後の方向性でございます。国においては、27年度中に適応計画を策定する予定になっており、それを踏まえながら県としても今後検討することを93ページに明記させていただいております。

大気部会の審議状況についてですが、平成27年6月22日に大気部会を開催しまして、4名

の専門委員を加えて見直しの方向性、見直しに係る審議スケジュールについて審議していただいたところでございます。

先月10月30日に今回お配りしている資料をご説明し審議いただいたところでございます。主な意見としては、今回当初目標値30%削減から25%削減に下方修正になるということで、トーンダウンとの印象を持たれてしまうという意見もございました。国が本年7月に決定した目標よりも県では高い目標を設定しているのもっとアピールできるように記載していくべきという意見がございました。それについては、今回資料ナンバー2—1のⅡの計画目標の上の表の下のところの目標変更の内訳の見直し後のところにコメントをつけさせていただいておりますし、本体の資料ナンバー2—6の43ページのところに表4—1ということで、本県と国の温室効果ガス排出量削減目標の比較について記載させていただいております。

それから、下方修正の主な理由である森林吸収量については、森林の高齢級化等により当初計画を下回る見込みとせざるを得ないということをしっかり説明することという意見がありましたので、46ページのところに表の4—4の下に米印でそれぞれ説明しているところです。

それから、ご意見としまして、造林等を一層進めていく施策を展開するとともに、オフセットクレジットをさらに推進してほしいという意見がございました。大気部会の状況は、以上でございます。

○大塚尚寛会長

ありがとうございました。ただいま実行計画の改訂案の概要について説明いただきました。主に資料2—1を用いてでしたけれども、本体の2—6の内容等にも触れながら説明いただきました。

ただいま説明いただきました内容につきまして、ご質問あるいはご意見等ございましたらお願いいたします。

○由井正敏委員

今の資料2—1の左側の目標変更の内訳で実排出量CO₂ 1,224万トンになるわけですが、この中には例えばセメントをつくって、そのセメントを県外に持っていく場合がありますね。その使用者は県民ではなくて、県外の人ですね。その場合でも、つくったもの

から排出されたCO₂はここに全部入っていますよね。

○小笠原温暖化・エネルギー対策課長

そのとおりです。

○由井正敏委員

一方、再エネで排出削減する分は50万9,000トンなのですからけれども、これは再エネを導入して実際に県内で使った分による削減なのですか、それとも全発電量ですか。

○小笠原温暖化・エネルギー対策課長

県内で発電した分になります。

○由井正敏委員

発電した総量でしょうか。

○小笠原温暖化・エネルギー対策課長

そうです。

○由井正敏委員

そうすると、新たな目標の電力自給率35%とは違う考え方ですね。電力自給率35%は、県内で使う電力の35%でしょうか。

○小笠原温暖化・エネルギー対策課長

県内で使う電力量のうち、県内で発電した再生可能エネルギーによる電力量ということで、マイナス50万9,000トンとリンクしているものでございます。

○由井正敏委員

そうしますと、もとに戻ってこの資料2-1のほうは、実際に他県が使う分の生産物で発生したCO₂も含めたものに対して、再エネ導入による排出削減は県内で生産された全ての再エネによるCO₂の排出量となってきますね。

○小笠原温暖化・エネルギー対策課長

実排出量につきましては、県内での排出量になります。

○由井正敏委員

県内での生産するときに出る全ての排出量ですね。

○小笠原温暖化・エネルギー対策課長

はい。

○由井正敏委員

CO₂を実際どれだけ県内の人の生活のために生産し、それをどれだけ抑えることで削減したかというのを計算するとき、他県で使う分については他県が本来持つべきCO₂の量ではないかと思うのですけれども、そういう考え方はないのですか。

○小笠原温暖化・エネルギー対策課長

統計上、積算するのが難しいところがありまして、こういう形でご提示させていただいているところです。

○由井正敏委員

わかりやすいのは、県内でみずからのために製品をつくって排出されるCO₂に対して、例えばみずからつくった再生エネのどれだけが削減に寄与しているか、そういう指標があっただけではないかと思うのですけれども。

○小笠原温暖化・エネルギー対策課長

地産地消という意味では理想かと思いますが、再生可能エネルギーで発電した電力がどこで使用されているかは、なかなか把握しきれない部分があるため、現状ではこういう形で数字を出さざるを得ないというような状況でございます。

○由井正敏委員

わかりました。ただ、電力自給率を35%と設定するのは、再生エネでつくった電力のうち確実に県内で消費するものですよね。それがどこに行ったかわからないということではなくて、把握して35%、この数値が出ているのですよね。

○小笠原温暖化・エネルギー対策課長

これは、いずれ県内の電力消費量に対する、県内で発電した再生可能エネルギーの発電量によるものです。

○由井正敏委員

わかりました。つまり再生エネで県外にもし行ってしまっても、それも含めて県内で一応自給したという形にしているのですね。そこもちょっと何かずれているのですね、実態とは。

○小笠原温暖化・エネルギー対策課長

本来であれば、県内で使うべき量が把握できればいいのですけれども。

○由井正敏委員

それは、難しいと。

○小笠原温暖化・エネルギー対策課長

はい。

○由井正敏委員

わかりました。

○大塚尚寛会長

ほかにございますでしょうか。

○渋谷晃太郎委員

森林吸収減対策のことが1点。森林が高齢化していて吸収力が落ちているということと、一方で伐採も進んでいるということで全体が減ってしまっているというのは理解できま

す。近年、森林所有者の再造林意欲が少し減退しているような傾向があり余り進んでいないと聞いています。第一約束期間のときは間伐を中心に森林整備というものを全体的にやられてきたのですけれども、伐採が一方で進んでいるという実態があるのであれば、再造林をきちっと対策に盛り込んでいったほうがいいと思いますがいかがかということ。それと適応策について、1つは農業に影響が出ると言われていてハウレンソウとか米とか、1年で短期収穫型のものだと対応がとりやすいと思うのですけれども、岩手県の場合は果樹とか、かなり時間のかかるものは早目、早目に対策をとっていかないと出おくれしてしまう気がしているので、少しわかりやすくしたほうがいいと思います。

高山植物に関しては、まだはっきりしたことは言われていないのですが長期的には少しずつ変化しているという話を聞いているので、何かの長期的な、簡単なものでもいいと思うのですけれども、モニタリングサイトみたいなのをつくって、長期監視をするようなことを考えていただければありがたいと思います。

○小笠原温暖化・エネルギー対策課長

まず、森林の関係でございますけれども、森林を担当する課で対策を進めていくこととしております。伐採適期の量が多いので、将来に向かって、ならずような形で進めていければと考えております。

適応策の関係ですが、資料2-6の90ページに本県のこれまでの主な取組を掲載しておりますが、それぞれの担当分野において、例えば水稲であれば高温耐性品種の育成など、そういった技術の確立などにも取り組んでおりますので、今後においても予測される被害等に対応するような形で取組を進めていければと考えております。

高山植物についても、91ページにありますけれども、現在はニホンジカの食害などがありますけれども、担当課と調整しながら取組の方向を確立していきたいと考えております。

○大塚尚寛会長

よろしいでしょうか。

○吉田基委員

ペレットストーブを愛用しています。ことしの夏、ペレットストーブ、ペレットを供給していた会社が倒産したということで、いろいろと不安を感じていたのですけれども、やは

り、実際供給面の不安定感があるとなかなかペレットストーブを普及できないと思うので、ぜひ目標値のところにチップだけではなくペレットの利用量を入れていただきたい。そうしないと、安心してペレットストーブを導入できないということがございますので、よろしくをお願いします。

○小笠原温暖化・エネルギー対策課長

そちらについても、担当課と調整させていただきたいと思います。

○大塚尚寛会長

ほかございませんでしょうか。

○由井正敏委員

地球温暖化対策でも再生可能エネルギーを普及することは非常に大事なのですが、非常に急ぐべきことと思います。ただ、そのこと自体で例えば私の専門であるイヌワシ等のバードストライクなどの影響が出るということに対して、後の議題のほうの環境基本計画、生物多様性のほうでは何点か例えばイヌワシのことでも出ているのですけれども、地球温暖化対策が自然環境に悪影響を及ぼすというそういう部分もありますので、それが見た中では2—6の資料の中には載っていない。県外からたくさんの再生可能エネルギーの業者が来て、県内の資源を使う際に注意喚起する意味でも、この地球温暖化対策の再生可能エネルギー推進の中にも自然環境の保全は重要であるということを入れたほうが良いと思うのですけれども、それは次の議題のほうでカバーするのでしょうか。

○小笠原温暖化・エネルギー対策課長

資料2—6の77ページのほうに、四角で囲っているところがございますが、今先生からご指摘いただきましたような内容をここに盛り込ませていただいておりますので、推進と自然環境の保全と一体で取り組んでいきたいと考えております。

○由井正敏委員

わかりました。やっと見つかりました。ありがとうございます。

○大塚尚寛会長

ほかございませんでしょうか。

私のほうから1点、意見といたしますか、考えとして発言させてください。実は、この実行計画策定する段階では、私大気部会長として策定にかかわった者として、当時の様子を含めてお話をさせていただきたいと思います。

きょうの資料の2-1にございます基準年、現行マイナス30%とございますけれども、これは当時、基準年を1990年、目標年が2020年という設定です。これは、冒頭のご挨拶で申し上げましたが、COP21でも各国どこを基準にして目標年をどうするかによって、数値と目標値が変わってきますので、なるべくそれが大きく見えるような、いろんなところで工夫をしてやっているわけですが、日本でも当時この岩手県の30%という値を出した当時は、日本としても基準年1990年、目標年2020年で25%という数値を出しておりました。その記録がきょうの資料の2-6の4ページの表のやや下のほうですが、「平成32(2020)年までに平成2(1990)年比で25%削減」と、当時の国の目標として数値目標はこれがありましたので、そういったものをにらみながら、なるべく再生可能エネルギーの導入等を図りながら岩手県は30%、少し高い基準にしましょうという目標設定しました。

その後、先ほども説明ありましたように、改訂案の43ページですが、その中にありますように国の基準は2013年(平成25年)をベースにすると見え方としては26%削減ということで、ずっと最近26%という数字が非常に出てきております。

そういった意味で、岩手県としては基準年1990年として、目標年2020年というのは全く動かないというやり方、これはもちろん大切なところだと思いますが、一方では国とか世界の動向がこの先かなり目まぐるしく変わるという中で、もしかすれば岩手県の数値目標も日本標準とか世界標準等に見直すということも、もしかしたら検討する余地があるのかと個人的には感じておりましたが、あくまでも個人的な意見ということですから、特に回答を求めるものではありません。この先、部会等もありますので、そういった様子を見ながら、そういったところを考えていければと個人的には考えているところです。

何かほかにご意見、あるいはご質問等ございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

「なし」の声

○大塚尚寛会長

では、本件につきましても、この後パブリックコメントを経て1月の審議会の答申を行うこととなっておりますけれども、委員の皆様からご質問、ご意見等がございましたら、事務局のほうに出していただくという形で進めていくということによろしいでしょうか。

「はい」の声

○大塚尚寛会長

それでは、議事の2番目が終わりました、次は議事の3番目に進みます。議事の3番目は、岩手県環境基本計画（改訂案）についてでございます。

それでは、事務局から説明をお願いいたします。

○小野寺環境生活企画室企画課長

岩手県環境基本計画（改訂案）のご説明をさせていただきたいと思っております。座って説明させていただきます。

資料ナンバー3—1をごらんください。大きく4つポイントがございます、1の（2）をごらんください。改訂の主なポイントですが、ただいまご説明した温暖化対策実行計画の関係、それから1番目に議題となりました第二次循環型社会形成推進計画の策定の関係、こちらのエッセンスを上位計画でありますこの岩手県環境基本計画のほうにも反映をしていきたいと思っております。

それから、③番目ですけれども、生物多様性基本法に基づきまして、都道府県は生物多様性地域戦略というものを定めることが努力目標とされています。今般この環境基本計画の改訂の中で法の趣旨を反映させるということで整備された地域戦略をこの環境基本計画の中に包含させていきたいというものです。

それから、4点目ですけれども、環境教育等行動計画ということで、環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律に基づいて、都道府県が行動計画を定めることが努力目標とされています。こちらについても、環境基本計画の中に法の趣旨を反映させるということで行動計画を包含させていきたいと考えています。以上大きく4点、改訂のポイントがございます。

それから、これに関連して、1の（3）です。主要な指標の追加及び変更ですが、まずは中間年ということで計画最終年度である平成32年度の目標値の設定をしていこうと、それか

らただいまご説明した計画等に基づいて指標を見直していこうというものです。

指標として追加しているものですが、一番上の上位指標で主要な指標として掲げている目指す姿指標でございますけれども、まずは生物多様性の認知度を75%と設定をしております。これは、生物多様性地域戦略に基づく指標ということで、国から認知度を高めていってほしいということが示されてございましたので、それに基づいての目標設定ということになります。

もう一つ、環境学習交流センターの利用者数です。4万2,000人を目標値として設定しております。これは、環境教育等行動計画に基づく指標ということで、環境学習を進める上で一番拠点となるセンターですので、利用者数を指標として掲げることで、その代表する、象徴するものとしてはかかっていきたいということです。このセンター利用者数につきましては、従来から指標として設定しておりましたけれども、指標のランクを格上げいたしまして、主要な指標である目指す姿指標にしようというものです。

それから、指標の変更ということですが、③自然環境の保全に資する農業の生産方式を導入した農地面積6,000ヘクタールという目標を設定したいと考えております。これは、従来の指標が環境保全型農業実践者数ということで、環境保全の農業をしていらっしゃる人数を目標にしておりましたが、おおむね達成してきているということで、今度は面的な整備ということで農地面積というのを目標に掲げまして、団体としての取り組み、あるいは面積としての広がりというものを目指していこうという指標に変えていくものです。これは、上位計画である県民計画のアクションプランというものがございますが、ただいま見直し中ですが、こちらでも同様の見直しをしていると農林水産部のから聞いておりますので、それに沿った変更ということですが。

それから、(4)ですけれども、その他の主な変更点ということですが、この環境基本計画は平成22年に策定されまして、その後震災が起きましたので、復興計画に基づいて取り組んでいるという趣旨を今般改訂の中に入れさせていただきたいと考えておりますし、関係法令が改正あるいは施行になっているフロン排出抑制法、小型家電リサイクル法、鳥獣保護法等の改正等に伴う所要の整備をしております。

それから、世界遺産に登録された橋野鉄鉱山に関しまして記載の追加です。環境基本計画の中にも歴史的、文化的環境の保全において世界遺産の関係も記載をしておりますので、今回登録されたという橋野鉄鉱山についても追加をしていこうというものです。

それから、主要な指標、一番上位の指標以外の指標についても見直しをかけているところ

でございます。こちらは、後ほど具体的にご説明させていただきたいと考えております。

それから、スケジュールですけれども、本日の審議会で議論いただいた上で、議会にお諮りしたうえでパブリックコメントをいたします。年内にパブリックコメントを終えまして、内容を取りまとめた上で、1月中旬ごろになると考えておりますけれども、答申をいただきたいと考えております。それから、最終的には県議会にお諮りしまして、3月に変更計画を決定していきたいと考えております。

A3判でもう少し詳しい内容をポンチ絵で描いてございますので、次ページをごらんください。この資料の左側は現在の計画の方向性を記載しております。IからVIIまでありますけれども、こういった施策の中で変更していくものが矢印で右側に描いております。ただいま申し上げました大きな4つのポイントを矢印4つで示しております。

まず、1つ目が地球温暖化対策実行計画の反映ということで温室効果ガス削減量の見直し、再生可能エネルギー導入促進に係る経緯、それから地球温暖化適応策に係る記載はこちらにも追加していきたいと考えております。

それから、最初に説明がありました循環型社会形成推進計画の関係の反映でございますけれども、こちらにつきましては震災以降の廃棄物量の状況について記載をしたいと思えます。これは、復興事業活動の影響によって廃棄物量が増加傾向にあるということで、そういった増加傾向を踏まえながら再生利用等の取り組みを推進していくといった内容です。

もう一つは、次期公共関与型最終処分場の設置に係る記載を追加をしたいということでございます。

それから、大きなポイントの3つ目の矢印でございますけれども、生物多様性基本法に基づく生物多様性地域戦略としての位置づけでございます。先ほど申し上げましたとおり、この環境基本計画の中にこの地域戦略を包含させていきたいというのですが、主なポイントといたしましては、②の外来種対策の記載の拡充ですとか、生物多様性に配慮した県民参加型の自然環境保全活動の取り組みなどについて記載をしていきたいところです。

それから、これに関連しまして目指す姿指標ということで、生物多様性の認知度というものも掲げていきたいと考えております。

それから、環境教育等行動計画の関係ですけれども、こちらも環境基本計画の中に包含をさせていきたいというのですが、記載内容については、環境教育が育むべき能力や環境保全のために求められる人間像等環境学習に係る理念の整理、環境教育等促進法に基づいて国が策定した基本方針で求めている環境教育のファシリテーター、いわゆる環境学習を促進す

る役割、それからコーディネーター、いわゆる環境学習を取り組んでいる団体をつなぐ役割について、本県で言えば拠点施設である環境学習交流センターの機能として明示していこうというものでございます。

それから、目指す姿指標として、環境学習交流センターの利用者数を掲げたいということです。

続きまして、地球温暖化計画と循環型計画につきましては、先ほどご説明をさせていただきましたので、生物多様性地域戦略と環境教育等行動計画の内容について、概要説明させていただきたいと思っております。資料ナンバー 3—2 をごらんください。

生物多様性地域戦略ですけれども、生物多様性基本法の中で策定が努力目標ということになってございまして、策定内容につきましては、対象とする区域、多様性の保全、持続可能な利用に関する目標、総合的かつ計画的に講ずべき施策、総合的かつ計画的に推進するために必要な事項、こういう点を盛り込んでいってほしいという内容になっております。

国では、2番でございますけれども、国の基本方針ということで、COP10に向けてというので、生物多様性国家戦略を策定してございます。

そして、3番、検討結果ということでございますけれども、この生物多様性地域戦略につきましては、環境基本計画の第3章第3節の改訂をもって地域戦略を包含することとしたいと考えているところです。

内容については、先ほど申し上げました国の生物多様性国家戦略2012—2020の内容を踏まえて改正していききたいというところでございます。先日11月2日に自然・鳥獣部会を開催いたしまして、ご議論をいただいているところでございます。本編が資料ナンバー 3—4 でございます。こちらの31ページから生物多様性地域戦略に係る記載をしております。朱書きで変更内容を記載しておりますけれども、若干その構造を修正しております。例えば36ページでは、小項目として④番の外来生物の駆除、⑤番の生物多様性に配慮した県民参加型の自然環境保全活動の促進という記載を追加しているところです。変更の内容が多岐にわたっているということで、当日配付となり大変恐縮でございますけれども、31ページの第3節のタイトルのところですが、従来は「自然共生社会の形成」というタイトルでございましたが、本日配付させていただいたとおり「生物多様性に支えられる」という枕言葉を追加させていただきました。生物多様性という文言を強調させていただいているところです。

続きまして、資料ナンバー 3—3 をごらんください。こちらは、環境教育等促進法に基づく行動計画でございます。こちらについても、環境教育等促進法に基づいて、行動計画の作

成が努力目標となっておりまして、記載すべき内容については、環境教育等の関係の基本的な事項、実施すべき施策に関する事項、その他重要な事項といったことを記載してほしいという内容になっております。

国の基本方針は、環境教育等促進法の施行を受けて、平成24年6月に従来の基本方針が改正され、この基本方針の趣旨を行動計画に盛り込んでほしいという内容になっております。

従来の国の基本方針は平成16年に策定されております。そして、現在の環境基本計画は平成22年に策定されており、この国の基本方針の内容を踏まえた内容になっております。今般の行動計画につきましては、今回の国の方針の改正点を中心に盛り込んでいきたいと考えております。

そして、環境基本計画の中では、環境教育等に関する記載は、3番の検討結果に記載してあるとおり、第3章第6節に環境学習等を記載しておりますので、ここの改訂をもって行動計画を包含したいと考えてございます。

それから、②番の記載内容の検討のところでございますけれども、平成18年に施行された法律と書いてございますけれども、平成15年に訂正させていただきます。大変恐縮でございます。

そして、先ほど申し上げたとおり、この平成15年の法施行を受けて、平成16年に国の基本方針が策定され、これに基づいて本県の環境基本計画を策定してございます。そして、その後、平成24年に改正法が施行になり、国の基本方針も改正されたところでございますので、その改正の趣旨を反映していきたいという内容でございます。

主なポイントについては次のページをごらんください。国の基本方針に基づいて、国が盛り込んでほしいといった内容が提示されておりましたので、その内容に沿って検討を進めてございます。国の基本方針の主な改正点と、それから県の環境計画への主な反映内容というのを見比べながらご説明させていただきたいと思っております。

まず、1の(2)のところでございますけれども、環境保全のために求められる人間像という項目が新たに記載されておりますが、県の計画では、少し具体的に環境学習が目指すところを記載していきたいということで、今まで県で進めてきた環境学習の理念を改めて整理させていただきたいと考えているところです。

それから、改正になっているところを説明しますと、1の(3)の②でございますけれども、環境教育が育むべき能力として、「未来を創る力」、それから「環境保全のための力」

が新たに提示されており、県の計画の中にも記載をしていきたいと考えております。

それから、双方向型のコミュニケーションにより気づきを引き出すことです。これは、環境学習の場面で単なる受け身ではなくて、コミュニケーションして気づきを引き出していくという意味ですが、県の計画でも記載を追加していきたいと考えております。

表の整理の中で文言が上のほうに飛んでございますけれども、上のほうに「未来を創る力」と「環境保全のための力」に係る記載及び双方向型の」とありますが、これは下のほうに今ご説明している欄に来るイメージでございます。「双方向型のコミュニケーションにより気づきを引き出すことについて記載を追加していく」ということでございます。大変恐縮でございます。

それから、1の(3)の③の欄の3つ目の、調整役、コーディネーターと促進役、ファシリテーターの活用ということですが、これについては環境学習交流センターの役割として追加していきたいと考えております。調整役については、環境学習も取り組んでいるいろいろな主体をつなぐコーディネーター的な役割をしていく。それから、促進役、ファシリテーターについては、環境学習の場面において、受け身ではなくて、双方向型でコミュニケーションをとりながら気づきをしていく中で、それを引き出す促進役、その環境学習の場面での促進役を担っていこうということで、これをセンターの役割として記載させていただいたところではあります。

それから、2の(2)の⑥です。体験の機会の場の認定ということで、これは都道府県知事が環境教育等の体験の機会の認定する制度が設けられており、県では既に要領は作成しておりますが、計画の中に認定制度について記載をして推進を図っていきたいということです。

その他の欄ですが、目指す姿指標の中に環境学習交流センターの利用者数を追加させていただいて、行動計画としての位置づけをクローズアップしてまいりたいと考えています。

それから、資料3-5につきましては、新旧対照表をつけております。資料3-4が全体的な内容、3-5は新旧対照表になります。時間の都合で説明は控えさせていただきます。

それから、資料ナンバー3-6をごらんください。これは、環境基本計画の中で設定している指標について記載しているものです。見直しの主なポイントをご説明させていただきます。例えば1ページの、黄色の網かけ部分、先ほど温暖化計画改訂の審議でも説明しましたけれども、1世帯当たりのCO₂の排出量を、二酸化炭素排出量に変更したいということでございます。これは、家庭だけではなくて、全体の事業として排出量をはかっていこうという中身でございます。

また、ページの下のほうに、再生可能エネルギーによる電力自給率という欄がございます。これは、新規で設けたいということですので、温暖化計画でも盛り込まれておりますので、こちらにもあわせて入れていきたいところです。

それから、4ページのところに緑色で記載しておりますけれども、新規の項目が2つございます。生物多様性地域戦略を設定するに当たりまして、国のほうから求められている生物多様性の認知度を主要な指標として設定するという。それから、生物多様性上重要な地域の選定ということで、こちらにつきましては生物多様性に配慮して防除していくもの、それから保護していくもの、さまざま出てくるわけですが、こちらは10地域ほど県の中で設定をしていきたいと考えておりますので、指標として盛り込んでいきたいということです。

それから、7ページの下から5つ目のところでございます。環境学習交流センターの利用者数でございますけれども、印が左側と右側の欄で二重丸が追加になっております。この二重丸の意味は、目指す姿指標として設定するという。先ほどの行動計画の関係でこれを一番上位の指標にしていこうとするものでございます。

それから、8ページ上から3つ目ですが、環境保全型農業実践者数を自然環境の保全に資する農業の生産方式を導入した農地面積に変更するという。先ほど説明しました目指す姿指標の変更の関係でございます。

灰色については廃止するものでございまして、震災以降なかなか指標がとりづらくなっていたり、あるいは目標を達成したといった理由で廃止をしていくという中身でございます。廃止につきましては、5項目ほどございます。

続きまして、資料ナンバー3―7をごらんください。ナンバー3―7については、この環境基本計画で6月の審議会資料を提出させていただきましたけれども、計画の達成度の資料でございます。6月以降、未確定だったものが若干確定のほうに移行してございますので、この内容につきましてご報告いたします。

真ん中に到達度であらわしてございますけれども、合計欄に目標数が87ございまして、標準到達レベル以上というのが34でございます。前回6月にご報告させていただいたときは29でした。5つほどふえているということです。

それから、標準到達レベル未満ですが、43ですが、前は35でした。8つほどふえている状況です。

未確定等につきましては10となっておりますが、前回23ということで、13指標ほどが左側の

到達レベルに達した、あるいは未滿ということで、左に移っているところです。

それから、この資料の後ろ2枚をごらんください。前回の審議会で、経年変化で見ていくのも必要ではないかというご指摘がございましたので、今回新たに経年変化の資料を提供させていただいていたところです。

それから、目標の測り方については、今回こういった経年変化を提示させていただきましたので、どういった形で目標を達成したかどうかを測っていくかということについては、次回以降考え方を整理して、改めてご提示させていただきたいと思います。一覧にしてわかりやすいような、達成度をはかるような形にしていきたいと考えているところです。

○大塚尚寛会長

ありがとうございました。ただいま基本計画改訂案の概要について全体説明いただきまして、その中で特に生物多様性地域戦略と環境教育等行動計画については詳細を説明いただきました。また、目標値の見直し、さらには26年度の実施状況、達成状況についても説明をいただきました。これらの内容につきまして、ご質問、ご意見などございましたらお願いいたします。

○渋谷晃太郎委員

何点かあるのですが、まず全体として生物多様性地域戦略と環境教育等行動計画について、これまで審議会の中でもぜひつくっていただきたいと申し上げていたものですから、作成に向けて動き出していただいたことは評価したいと思います。

ただ、これらの計画は、基本的にはまだ知名度も高くないし、これから周知を図っていかねばならないということもあって、できれば県民の参画を得ながら、ちょっと時間をかけながらじっくりやっていただいたほうがよかったと思っています。策定までのプロセス、過程がすごく重要なのかなと思っていて、県民の参画を得るような形でやるべきだったと思っているのですが、今回環境基本計画に統合されるということで、骨格が示されたということではいいことなのかもしれないが、実行計画のような具体的なものも必要ではないかとも思っています。

それから、環境基本計画のデータ見ると、地球温暖化の計画と循環型の計画3つ並べて見るとわかるが、環境基本計画策定時のデータをそのまま使っているのが多くて、平成21年とか20年以降でグラフとか数値、あるいは新しいデータが載っていないものですから、震災後

どうなったと言われても全然わからないというものが多い。

例えば1人当たりのごみ排出量については、循環型のほうでは25年のデータが出ていて、基本計画策定時よりずっと下がったのだけれども、震災後にまた戻っているということが書かれているのですけれども、環境基本計画のデータは古くて、それがよくわからないというのが一番端的にわかりやすいところだと思う。基本的には中間年の評価というか、このあり方というのは計画策定時点があって、そこから5年が経過してどうなっているかというのを踏まえて次の5年に行くという考え方ではないかと思う。ですから資料も中間的なものも出されているということなのですが、それは前の2つの計画とこの中身の整合がとれていないことがあって、何か基準が2つ動いていると誤解されかねないという気がしています。特に現状には、5年前の現状を書かれているところが多いような気がしました。

それから、もう一点、環境教育なのですけれども、ファシリテーターとコーディネーターという機能を学習センターに持たせるというのは理解できるのですけれども、ここで言っているのは機能でなくて人のことを言っているのではないかと思う。具体的に機能を持たせても、そういう人がいなければ機能は発揮できないので、こういう人を置くというふうにきちっと書いていただきたいと思います。

○小野寺環境生活企画室企画課長

3点ご質問がございました。まずは、生物多様性地域戦略と環境教育等行動計画について、県民の参画を得ながらやるべきではないのかというふうなお話がありました。ご指摘のとおりかと思えます。

それで今プロセスをご紹介させていただきますが、この後、審議会での意見を踏まえたものでパブリックコメントを行います。それから、地域に出向いて県4か所で説明会をさせていただきたいと思っており、そちらで地域の方にもご意見をいただきたいと思います。そういう中で県民の意見を反映していきたいと考えております。

それから、実行計画を策定する必要があるのではないかとのご指摘がございました。こちらについては、いろいろ委員の皆様ともどのような形があるのか意見交換等させていただければと考えております。

それから、データが古いというご指摘がございました。この計画の改訂につきましては、一応10年計画ということで、基本的には10年そのまま一本の計画というものが基本で、中間年においてはその指標を見直していくことが見直しの根拠となっております。これにあわせま

して、今回は社会経済動向の変化に合わせて、いろいろ地域戦略、行動計画を盛り込ませていただいたところでございます。

そして、本編に書いてあるデータについては、指標として反映されているものが大多数でございます。この指標について、先ほどご提示させていただきましたが、経年変化で実績値を掲げさせていただいておりますので、こういう形で経年変化を見ながら記載ぶりを変えていくのだというところでご理解をいただきたいと思います。

それから、必要に応じて補完的な資料というのをご用意するというところも考えたいと思いますので、そこはいろいろご意見賜りながら考えていきたいと考えております。

それから、ファシリテーター、コーディネーターについてのご指摘ございましたけれども、今念頭に置いているのは環境学習交流センターにおいてはセンター職員、それから環境アドバイザーを委嘱して、地域で出前講座などをしていただいておりますので、委員ご指摘の点については、どのように記載していくか、ご相談させていただき考えていきたいと思っております。

○渋谷晃太郎委員

位置づけとしてですが、循環型社会形成推進計画と地球温暖化計画の上位計画が環境基本計画になると思うのですが、その中で従前からのものはそれでいいのですが、こちらのほうが新しい計画が出ているわけです。そうすると、本体が古くて下位の計画のほうが新しいという、不整合ではないかと申し上げている。最初のころのものは5年前の現状があって、今はこうなっていてこの計画があるという形にしないと、どこに軸足を置いていかわからなくなるということが、並べてみたらわかったということなので、そこら辺はどうされるのかということ。

それから環境アドバイザーがコーディネーターとなるものではないと思います。別の機能を持っているので、アドバイザーの方もそういう能力を引っさかっている方もいると思うのですが、それとは別の機能ではないかなと思っております。

○小野寺環境生活企画室企画課長

今2点ご指摘いただきました。データの件については、ご意見を踏まえて、少し検討させていただきたいと思います。データとして追跡は難しくなっているのも実はございますので、その辺も含めてご相談をさせていただきながら、どのような記載ぶりにできるか検討し

ていきたいと思ひます。

それから、ファシリテーター、コーディネーターについてはアドバイザーとは違ひののではないかとのご指摘ございました。人づくりという意味も含めてのご指摘かと思ひます。そこは、どのように書いていけるか、知見いただきながらご相談させていただきたいと思ひますので、どうぞよろしくお願ひします。

○大塚尚寛会長

ありがとうございます。大変貴重な、重要な意見かと思ひます。中間年評価とか、指標の見直しというところで、基本がどこなのかというところと、改正していくとどうして示していくのかというところのもう少し検討が必要かなというところかと思ひます。

そういった中で、先ほどの説明の資料3—7で年次ごとの進行の数値が出ていました。こういったものも補完的に使いながら、よりわかりやすく県民の方に見ていただけるように改訂できればと思ひますので、また今後検討を進めていただければと思ひます。よろしくお願ひします。

○鈴木まほろ委員

生物多様性地域戦略にかかわる部分についてです。環境基本計画の、資料3—4の2ページのところには、第3章3節を生物多様性地域戦略として位置づけますと書いてあるのですが、実際に31ページ、3章3節のほうに行きますと生物多様性地域戦略としてこの部分を位置づけているのだよということが何もない状態になっています。これでは、県民の方々に新しく岩手県として生物多様性地域戦略をつくったということを示す際に、非常にわかりにくいだろうと思ひます。初めに部会ほうで示された原案では、3章3節のタイトルの中に括弧して生物多様性戦略という言葉が入っておりましたし、本文の文章の中でもその位置づけに関する言及がございましたけれども、さまざまな調整の結果、この部分が削除されたということで伺っております。

11月2日の部会の際に、この資料は示されていたのですがけれども、私そのことに気づかなかったもので、自分としてうかつだったと思ひますけれども、検討にじっくり時間をとることができないという事情はよく存じておりますけれども、今後県で新しい戦略をつくるうえで、パブコメとか、地域で説明会をなさるということですので、その際に生物多様性地域戦略というものを説明して、理念から普及していこうということも、今の概要ですとやはり非

常に説明しにくい、理解を得るのが難しいということになるのではないかなと予想しますので、タイトルに入れるのが難しいとしても、3章3節の中のどこかに新しくつくった地域戦略だということがはっきりわかるように明記していただく必要があるのではないかと思います。

○小野寺環境生活企画室企画課長

ただいまのタイトルのところを含めて、生物多様性地域戦略を明示していく必要があるのではないかというご質問、ご指摘がございました。委員からお話ありましたとおり、本編の資料ナンバー3-4の2ページのところで一応位置づけにつきましては規定をさせていただいているところでございます。その上で経過をご説明いたしますと、生物多様性の書きぶりについてはボリュームも多いということで、象徴する意味ということで、その節のタイトルに生物多様性という文言を入れるということで、先ほど枕言葉を変えたとご説明をさせていただいたところでございます。

そして、その節のタイトルですけれども、検討していく中で、環境基本計画としての計画がある中で、節のタイトルに戦略とか計画を、計画の中に計画とか戦略というのをタイトルとしてつけるのはなじまないということがあり、他県の事例もないところがあったので、一応こういう形に整理をさせていただいたところでございます。

委員から本文の中に記載してはどうかとの意見もありましたので、少し検討させていただければと思います。

○鈴木まほろ委員

ありがとうございます。削除された理由は今ご説明あったとおり、計画の中に計画があるのはおかしいということなのですが、そもそものコンセプトが基本計画の中に生物多様性地域戦略を位置づけるのだというコンセプトですので、そこはそうなって当然かなと私は思います。タイトルに入れるのが非常に難しいというご事情であれば、今おっしゃったように本文のところで、これが岩手県の地域戦略だということをしっかり宣言していただく必要があると考えます。

○小野寺環境生活企画室企画課長

ただいまのご指摘の趣旨を踏まえまして検討させていただきます。どうもありがとうございます

います。

○大塚尚寛会長

ほかございますか。冒頭申しましたようにこの後部会が予定されておりますので、できればこの議題についてのこの場での審議は以上とさせていただければと思います。

なお、先ほどの2件の計画につきましては、部会がございますので、この後また部会でさらにブラッシュアップしていただくということになるかと思えますけれども、環境基本計画については本体会議だけということもありますので、ぜひ皆さんのほうからご意見、あるいは建設的なアドバイス等ございましたら、事務局のほうに連絡をしていただければと思います。

この後の手続につきましては、先ほど来申しておりますけれども、パブリックコメントを経まして、来年の1月に審議会の答申を行いたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

4. 部 会 報 告

- (1) 大気部会
- (2) 水質部会

○大塚尚寛会長

それでは、以上で議事を終わります。次は次第の4番目の部会報告に移らせていただきます。

環境審議会条例第8条第3項の規定によりまして、部会の議決をもって審議会の議決とすることができることとされている事項がございます。本日はその審議結果について報告をいただくものです。

それでは、まず1件目ですけれども、大気部会から清野部会長職務代理のほうからご報告をお願いいたします。

○清野雅子委員

大気部会からのご報告でございます。

お手元の資料4をごらんください。平成27年6月22日に開催いたしました大気部会におき

まして、幼保連携型認定こども園制度の新設に伴う騒音・振動に係る告示改正について審議を行いましたので、審議結果についてご報告いたします。

岩手県告示では、騒音・振動ともに、学校、保育所等の敷地の周囲50メートル区域内は、特に生活環境を保全する必要がある区域として環境基準値からさらに5デシベルを減じた値として規制を行っております。平成27年4月1日に施行され認定こども園法で新たに規定された幼保連携型認定こども園につきましては、学校、保育所等のいずれにも該当していませんが、学校、保育所等と同等の扱いをする必要がございますので、岩手県告示を改正することといたしました。

大気部会で検討した結果、騒音・振動に係る岩手県告示の改正を行うとする原案を適当と認めることといたしました。

本改正につきましては、8月に施行済みとなっております。

大気部会からの報告は、以上でございます。

○大塚尚寛会長

ありがとうございました。

ただいまの大気部会からの報告につきまして、何かご質問などございますでしょうか。よろしいでしょうか。

「なし」の声

○大塚尚寛会長

次に2番目ですが、水質部会からの報告を千葉部会長からお願いいたします。

○千葉啓子委員

資料ナンバー5をごらんください。馬淵川における水生生物保全環境基準に係る類型指定について、こちらについて平成27年6月22日に岩手県環境審議会水質部会を開催いたしましたので、馬淵川における水生生物保全に係る環境基準について審議しましたので、その結果をご報告させていただきます。

報告事項ですけれども、馬淵川における水生生物保全環境基準の類型を生物A類型、これ

はイワナ、サケマス等比較的水温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域ですが、とする原案を適当と認めましたので、ご報告いたします。

○大塚尚寛会長

ありがとうございます。

ただいまの水質部会からの報告につきまして、ご質問等ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

(低温域ではないかとの声)

○千葉啓子水質部会長

ご指摘のとおり、裏の参考資料の1のところの生物Aで比較的低温域となっていて、誤植だったかもしれません。事務局、低温域でよろしいでしょうか。

○松本環境担当技監兼環境保全課総括課長

比較的低温域に好む水生生物、「低温域」でございます。大変申しわけございません。

○大塚尚寛会長

それでは、ただいま委員から指摘ありました「水温」と書いておられますのは「低温」ということで修正して、これについてはご了承いただくということでよろしいでしょうか。

「はい」の声

○大塚尚寛会長

ありがとうございます。

5. そ の 他

○大塚尚寛会長 それでは、報告を終わりました、次に次第の5番目、その他に移ります。

委員の皆様から何か発言等ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

「なし」の声

○大塚尚寛会長

それでは、以上をもちまして議事等は終了させていただきます。どうもご協力ありがとうございました。

6. 閉 会

○津軽石環境生活部副部長 ありがとうございます。以上で本日の審議会の全てを終了いたします。長時間にわたりありがとうございました。